

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2018・10・10

ロゴの役割を重視 ▽地域団体商標▽ 特許庁が商標権を取得

特許庁は、このほど自らを出願者として商標権を取得した。同庁が取得したのは、地域特産品のブランド化を推進する「地域団体商標制度」のロゴマーク（登録番号第6036291号）。商標登録を審査する審査機関が自らの出願をチェックし、権利を登録するのは極めて例外的な措置。

「制度を保証するにはステータスと信頼性が必要」として、今年1月24日に特許庁長官名義で商標を出願し、4月20日に登録された。同庁によると、審査は通常の手続きで実施され、異議申立もないという。

地域団体商標は、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標で、事業協同組合などの団体が使用し、一定の範囲で周知となった場合には地域団体商標として登録を認める制度。全国各地に根ざした特産品をブランドとして確立することを目的に2006年に創設された。



特許庁が商標権を取得した
ロゴマーク
<商標登録第6036291号>
(特許庁HPより)

知財権侵害で輸入差止 ▽財務省▽ 五輪グッズの商標権侵害が増加

財務省は、平成30年上期（1～6月）に知的財産権を侵害する物品の輸入を全国の税関で差し止めた点数が、前年同期比で約2.4倍の65万点を突破したと発表した。このうち偽ブランド品など商標権の侵害が約3.5倍の約56万点で83.6%を占めた。2020年の東京五輪・パラリンピックを控え、商標権などを侵害したピンバッジやTシャツといった関連商

品が増えている。

侵害物品件数では、13,833件と10.2%減少したものの引き続き高水準だった。偽ブランド品などの商標権侵害物品が13,512件（構成比97.2%）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が208件だった。

地域別の輸入差止件数では、中国が全体の89.0%（12,308件）を占めている。品目別に見ると、医薬品の輸入差止点数が310,815点、家庭用雑貨の輸入差止点数が56,911点と大幅に増加した。

動作の独自性認定 ▽大阪地裁▽ フラダンスの振り付けに著作権

フラダンスの振り付けを創作した人に著作権を認めるべきかどうか争われた裁判で、大阪地方裁判所は、「振り付け全体の中で、作者の個性が表れている部分が一定程度ある場合は著作権が認められる」という判断を示した。

裁判は、フラダンスの指導者が自ら創作した振り付けを許可なく使われ著作権を侵害されているとして、フラダンス教室の運営団体に上演差し止めなどを求めたもの。判決では、「フラダンスの手の動きは歌詞を表現するもので、動作自体はありふれたものであっても作者の個性が表れる。振り付け全体の中で、こうした個性の部分が一定程度ある場合は著作物性を認めるのが相当」などとして、著作権侵害を認め、会員への指導や国内施設での上演禁止と、約43万円の支払いを命じた。

判決によると、原告は1988年ごろから協会にフラダンスを指導。2014年の契約解除に伴い、自身が創作した振り付けを使わないよう申し入れたが、協会は拒否して使用を続けた。協会側は「振り付けは基本動作の組み合わせに過ぎず、著作物には当たらない」と主張していた。

解説

新規事項追加の補正
知的財産高等裁判所 平成29年(行ケ)
第10216号 審決取消請求事件
平成30年8月22日判決言渡

第1 事実の概要

原告は、特願2011-42737号(発明の名称:染毛剤、その使用方法及び染毛剤用品)(本願)の出願人で、本願に拒絶査定を受けて拒絶査定不服審判(不服2016-7849号)を請求し、審理の過程で、請求項1に係る発明の構成の一つである「攪拌羽」について「攪拌羽の左右方向の幅は、全幅58mm、支軸直径6mm、支軸と羽との間隔(隙間)16mm、羽の幅10mmである。」と特定すること(特定事項a)を含む補正(本件補正)を行った。

原告は審判請求書において「当該追加事項は、当初明細書の段落[0012]に記載された『日光ケミカルズ(株)製の市販乳化試験器ET-3A型の回転軸に取り付けた攪拌羽』について実寸法を特定したにすぎず、新たな技術的事項を導入するものではない。なお、参考資料として、日光ケミカルズ(株)の『NIKKOL ET-3A 3連式乳化試験機』のパフレットを添付する。」と補正の根拠を説明、主張した。

特許庁は「『攪拌羽』の形状、寸法について、当初明細書等に記載されていない特定事項aを本願の請求項1に追加することは、当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入するものである。」として、本件補正を却下した上、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。

原告はこれに対して本件訴訟を提起した。争点は、①補正における新規事項の追加の有無、②明確性要件違反の有無、③実施可能要件違反の有無である。

第2 判決

- 1 特許庁が不服2016-7849号事件について平成29年10月11日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

特許請求の範囲等の補正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならぬところ(特許法17条の2第3項)、上記の「最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項」とは、当業者によって、明細書、特許請求の範囲又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項を意味し、当該補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は「明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において」するものということができる(知財高裁平成18年(行ケ)第10563号20年5月30日特別部判決・判例タイムズ1290号224頁参照)。

これを本件についてみるに、前記で認定したような本願発明において、攪拌羽根の形状、寸法等の攪拌条件は発明特定事項として重要な要素といえるところ、当初明細書等に本件攪拌羽根を用いることは明示されていない。

しかし、当初明細書の【0012】には、①攪拌にET-3Aを用いること、②「攪拌羽」は、回転中心となる支軸の下端から漢字の「山」の字を構成する形態で対の羽部を延設した「攪拌羽」であること、③「攪拌羽」の回転半径は、内容量が200mlで内径約6cmのピーカー等の円筒形容器の半径(約3cm)より僅かに小さいことが記載されている。

前記(1)イの事実によると、当初明細書に記載されている上記「攪拌羽」の形状、寸法は、ET-3Aの付属品である200mlピーカー用の本件攪拌羽根のそれと一致するも

のである。

また、前記(1)イの事実によると、ET-3Aは、昭和60年頃から長年にわたって販売されており、多数の当業者によって使用されてきたと推認される実験用の機械であるところ、販売開始以来、付属品である本件攪拌羽根の形状、寸法に変更が加えられたことは一度もなく、しかも、遅くとも平成17年7月頃には、本件攪拌羽根は、ET-3Aとともに日光ケミカルズのカatalogに掲載されていた。

さらに、当初明細書の記載に適合するような形状、寸法のET-3A用の攪拌羽根が、ET-3A本体とは別に市販されていたことは証拠上認められない。

以上の事実を考え併せると、当業者が、当初明細書等に接した場合、そこに記載されている攪拌羽が、ET-3Aに付属品として添付されている200mlピーカー用の本件攪拌羽根を指していると理解することができるものと認められる。

そして、特定事項aは、200mlピーカー用の本件攪拌羽根の実寸法を追加するものであるから、特定事項aを本願の請求項1に記載することが、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で新たな技術的事項を導入するものとはいえず、新規事項追加の判断の誤りをいう原告の主張は理由がある。

被告は、ET-3Aのような乳化試験機において、付属品以外の攪拌羽根を任意に選択して用いることができるのは明らかであるところ、ET-3Aに取付け可能な攪拌羽根が単体で市販されていたり、ET-3Aが付属品なしで取引されていたりすることからすると、当業者が、当初明細書等の記載から、そこでいう攪拌羽根が、200mlピーカー用の本件攪拌羽根を指しているとは理解することはないなどと主張する。

しかし、前記(1)イのとおり、ET-3Aに取付け可能な攪拌羽根として市販されていることが証拠上確認できるものは、そのいずれもが当初明細書に記載されているような回転中心となる支軸の下端から漢字の「山」の字を構成する形態で対の羽部を延設したものではないから、それらの攪拌羽根が市販されているという事実をもって、上記の認定は左右されない。

また、証拠(乙6の1・2)によると、いわゆるインターネットオークションにおいて、本件攪拌羽根が付属品として添付されていない中古品のET-3Aが取引されている事実は認められるものの、このような取引の事実があったからといって上記の認定が左右されることはないというべきである。

よって、被告の上記主張はいずれも採用できない。

以上のとおり、特定事項aは新たな技術的事項を導入するものではなく、特定事項aを本願の請求項1に追加することは願書に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面に記載した事項の範囲内においてするものというべきである。

第4 考察

いわゆる新規事項追加の補正は拒絶理由、無効理由になる。そこで、特許出願の準備段階では、将来、明細書、特許請求の範囲の記載内容を出願時の明細書、図面の記載事項に基づいて補充、訂正する補正を行う際に「新規事項追加にあたる」と認定されるおそれが生じることのないよう、慎重に明細書、図面、等を作成し、また、拒絶理由通知を受けて補正を行う際も慎重に行っている。

本件は、市販の乳化試験器ET-3Aを使用していることが特許出願時の明細書に記載されていたが、当該乳化試験器ET-3Aの攪拌羽の寸法は記載されていなかった場合であって、ET-3Aのパフレットに記載されている寸法を特許請求の範囲に追加する補正が新規事項追加に当たらないと認定されたものである。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

審査期間は平均14.1か月 平均FA期間は9.3か月

■「特許行政年次報告書」2018年版■

特許庁は、「特許行政年次報告書」2018年版をこのほど公表した。今回は、この中から注目される主な項目を取り上げる。

【出願件数】

<特許>

特許出願件数は、2008年以降漸減傾向で推移していたが、2015年以降横ばいで推移し、2017年は318,479件で、2016年よりも微増（0.03%増）。

国際出願（PCT国際出願）の件数は、年々増加しており、2017年は47,425件（前年比6.6%増）と過去最高となった。

<意匠>

意匠登録出願件数は、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2017年は前年比3.5%増の31,961件。

<商標>

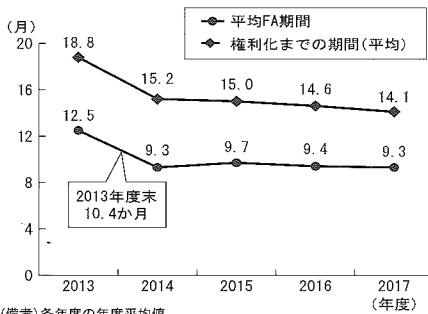
商標登録出願件数は年々増加しており、2017年は前年比18.0%増の190,939件と過去10年間では最高となった。

【審査期間・FA（ファーストアクション）期間】

<特許>

2017年度の特許の「権利化までの期間」（標準審査期間）は平均14.1か月。「一次審査通知までの期間」（平均FA期間：審査請求日から一次審査通知までの平均期間）は9.3か月。

特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移



(備考) 各年度の年度平均値
権利化までの期間は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間（出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。）。

(資料) 特許庁作成

審査（ファーストアクション期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	9.5か月	9.5か月	9.3か月
意匠	6.1か月	6.2か月	5.9か月
商標	4.0か月	4.8か月	5.6か月

注1：特許のファーストアクション期間は、審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

注2：意匠・商標のファーストアクション期間は、出願から、審査官による審査結果の最初の通知（主に登録査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

<意匠>

2017年度の意匠の権利化までの期間は平均6.7か月。出願から一次審査通知までの平均FA期間は5.9か月。

<商標>

2017年度の商標の権利化までの期間は平均7.7か月。出願から一次審査通知までの平均FA期間は6.3か月。

【特許審査実績】

2017年の一次審査件数は239,236件。特許査定件数は183,919件、拒絶査定件数は60,613件、特許登録件数は199,577件。2017年の特許査定率は、74.6%（前年比1.2ポイント減）。

【特許出願・審査請求・特許登録等】

特許出願件数は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数はほぼ横ばいを維持している。特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にあることから、出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが浸透し、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える。

【審判請求・異議申立の動向と審理動向】

①2017年における特許の拒絶査定不服審判の請求件数は、18,591件。

前置審査（拒絶査定不服審判の請求と同時に特許出願の明細書・図面等の補正がされた場合に、その審判の請求を審査官に審査させる制度）の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

2017年における特許の異議申立件数は、1,251件。特許の無効審判の請求件数は161件。

②2017年における特許の拒絶査定不服審判の平均審理期間は、12.6か月。特許異議申立の平均審理期間は、7.2か月。特許・実用新案の無効審判の平均審理期間は、10.6か月。

・「特許行政年次報告書」2018年版

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2018/honpen/0101.pdf>

審判

(a)権利付与前の審判（拒絶査定不服審判）（審理期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	12.5か月	13.1か月	12.6か月
意匠	7.3か月	6.8か月	6.2か月
商標	7.1か月	7.2か月	6.0か月

(b)異議（審理期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	2.4か月	5.8か月	7.2か月
商標	7.9か月	8.3か月	6.4か月

(c)権利付与後の審判（審理期間）（無効審判）

	2015年	2016年	2017年
特許・実用新案	10.5か月	10.5か月	10.6か月
意匠	16.6か月	15.5か月	9.6か月
商標	8.9か月	11.3か月	10.3か月

注：審理期間は、審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

（※1）異議申立については異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。

（※2）特許異議申立において取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

【特許行政年次報告書2018年版】

審 決 紹 介

本願商標「チームマイナンバーオフィサー」は、商標法第4条第1項第6号には該当しない、と判断された事例（不服2017-8016、平成30年6月19日審決、審決公報第224号）

1 本願商標

本願商標は、「チームマイナンバーオフィサー」の文字を標準文字で表し、第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授、検定試験の企画・運営又は実施及びこれらに関する情報の提供、セミナーの企画・運営又は開催、検定試験受験者へのセミナーの開催及びこれらに関する情報の提供」他を指定役務として、平成27年6月8日に登録出願されたものである。

2 原査定での拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標は、「チームマイナンバーオフィサー」の文字を標準文字で表し、その構成中、「マイナンバー」の文字は、内閣府等が住民票を有する全ての者に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される番号の名称に使用する著名な標準「マイナンバー」と同一のものである。したがって、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的とし、その表示する著名な標準と類似する商標と判断するのが相当であるから、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記のとおり、「チームマイナンバーオフィサー」の文字を標準文字で表し、それを構成する「チーム」、「マイナンバー」及び「オフィサー」の文字が、それぞれ「組織の長、最上位の者」、「私の番号」、「高級船員、船舶職員、士官、将校」の意味を有する語であるとしても、これらを結合した構成全体から、何らかの特定の意味合いが想起されるとはいえない。そして、本願商標の構成文字は、同書、同大、等間隔でまともよく一体的に表されており、かかる構成においては、いずれかの文字部分が独立して、取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものではなく、また、本願商標の構成全体から生じる「チームマイナンバーオフィサー」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、その構成全体をもって、特定の意味合いを有しない一種の造語と理解されるものである。

してみれば、本願商標は、原審説示の標準「マイナンバー」とは、外観、称呼及び觀念のいずれにおいても相おそれるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するものとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第4条第1項第6号に該当する、と判断された事例（不服2018-1590号、平成30年5月9日審決、審決公報第224号）

1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第6類及び第20類に属する願書記載の商品を指定商品として登録出願され、その後、第6類「金属製漁網」と補正されたものである。

別掲（本願商標）



2 原査定での拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標は、国際オリンピック委員会による公益に関する事業であって営利を目的とし、オリンピック競技大会を表示するための著名な標準であるオリンピック・シンボル（五輪マーク）と類似するものであるから、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 本願商標について

本願商標は、別掲のとおり、金属製と思わせる光沢のある円形の大きな5個の輪を上段に3個、下段に2個配置し、隣り合うそれらの輪を同様の円形又は楕円形の小さな輪7個で連結した図形よりなるものである。

そして、本願商標は、その構成態様からして、上段に3個、下段に2個の5個の輪（以下「5個の輪」という。）が連結された構成として、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強い印象を与えるものとみるのが自然である。

(2) オリニピック・シンボル（五輪マーク）について

オリニピック・シンボル（五輪マーク）は、同じ大きさの輪5個を上段に3個、下段に2個配置し、下段の2個は上段中央の輪の左下及び右下に、上段の輪と交差するように表されたもの（以下「五輪マーク」という。）である。

そして、「五輪マーク」は、国際機関である国際オリンピック委員会が主催して、4年ごとに行われる国際スポーツ競技大会（オリンピック）のシンボルマークとして使用されている。公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標準であって著名なものと認められる。

(3) 本願商標と「五輪マーク」の類否について

本願商標と「五輪マーク」の類否を検討すると、まず、本願商標の構成中「5個の輪」と「五輪マーク」を比較すると、両者は、輪が交差しているか否か、輪の光沢及び色彩の有無（立体感の有無）に差異を有するもの、同じ大きさの5つの輪で構成されていること、5つの輪が上段に3個、下段に2個それぞれ等間隔で配置されていること、及び下段の2個の輪が上段中央の輪の左下と右下になるよう、全体が逆台形状に表されていることを共通にするものであり、また、本願商標は、「5個の輪」を小さな輪で連結しているのに対し、「五輪マーク」は輪が交差している構成であるものの、両者は、5つの輪の配置において構成の軌を一にするものと看取されるものであって、外観上近似した印象を与えるものであるから、本願商標に接した需要者は、著名な「五輪マーク」を想起、連想するものと判断するのが相当である。

そうすると、本願商標は、オリンピックのシンボルマークとして著名な標準「五輪マーク」と類似するものといわなければならない。

(4) 請求人の主張について

請求人は、本願商標は12個のステンレスリングが連結された「金属製チェーン」「チェーンリング」などの立体的な撮像図形として把握され、「連結された金属製チェーン」の觀念のみを生じるものであるから、「交差する複数の円」として把握され印象付けられ、「オリンピック大会」の觀念を生じる五輪マークとは、外観及び觀念が著しく相違する非類似の商標である旨主張している。

しかしながら、上記(3)のとおり本願商標の「5個の輪」は、「五輪マーク」とその輪の配置において構成の軌を一にする外観上類似の商標と判断するのが相当であり、また、本願商標に接する取引者、需要者が、その構成中商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「5個の輪」から、「五輪マーク」ないし「オリンピック」を連想、想起することが少なくないものであって、觀念においても「五輪マーク」と共通性を有する相おそれる商標と判断するのが相当であるから、請求人のかかる主張は採用できない。

また、請求人は過去の登録例を挙げているが、商標の類否の判断は、査定時又は審決時における当該指定商品の一般的な取引者・需要者の認識を基準に、対比される商標（標準）について個別具体的に判断されるべきものであるから、それらをもって本件の判断が左右されるものではない。

(5) むすび

以上のとおり、本願商標は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標準であって著名な標準「五輪マーク」と類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当であって取り消すことできない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和34年	商標登録第 533834号～第 535200号
44年	商標登録第 809001号～第 811494号
54年	商標登録第 1375011号～第 1376976号
平成11年	商標登録第 2118202号～第 2128000号
平成11年	商標登録第 2724297号～第 2724313号
平成11年	商標登録第 3371194号～第 3371248号
平成11年	商標登録第 4245054号～第 425618号
平成21年	商標登録第 5209898号～第 5218757号

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成27年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なのは10月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
30年7月分	23,907	14,128
前 年 比	102%	107%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm